

DCMダイキ株式会社及び株式会社ホームセンターサンコー（特定事業者）
（小売事業者：ホームセンターを経営）

- それぞれ、自らが経営する店舗の「ダイキ産直市」と称する売場において一般消費者に販売する野菜等の商品を、農家等の事業者から継続して仕入れている。
- それぞれ、前記1の事業者のうち自社に免税事業者である旨の報告をした者（以下「本件事業者」という。）に対し、前記1の商品の仕入代金について、当該商品の消費税を含まない販売価格から事前に取り決めた販売手数料相当額を控除した額に0.08を乗じた額を上乗せせずに定め、平成27年2月末日仕入分まで支払った。

○仕入代金の設定方法

例：税抜き価格1,000円の商品を10個販売し、販売手数料率が20%と仮定した場合

【本件事業者以外】 $(\text{売上額(税抜き)} - \text{販売手数料}) \times 1.08 = \text{仕入代金}$
 $(1,000\text{円} \times 10\text{個}) - (1,000\text{円} \times 10\text{個} \times 0.2) \times 1.08 = 8,640\text{円}$

【本件事業者】 $\text{売上額(税抜き)} - \text{販売手数料} = \text{仕入代金}$
 $(1,000\text{円} \times 10\text{個}) - (1,000\text{円} \times 10\text{個} \times 0.2) = 8,000\text{円}$

1.08を乗じない

- それぞれ、公正取引委員会が調査開始の連絡をした後、平成27年4月末日までに、仕入代金について、本件事業者に対しても0.08を乗じた額を上乗せして定め、平成26年4月1日に遡って当該上乗せした額を本件事業者に対して支払った。

勧告の内容

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

本件事業者
（特定供給事業者 約600事業者）